13 環境省　非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体の事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の再見直し	措置の内容の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1320010	日光那須塩原間国有林上空交通路の構築のための国有林の貸付け			観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光～鬼怒川～那須塩原間を結ぶ空中交通路を構築するための、国有林の貸付け。	栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バス等の公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時ではそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは行楽の魅力が乏しい為であるが、第一の原因に観光スポットに対して自由度の高い交通手段が皆無であること、第二に観光に対する新鮮なアイディアに乏しいことが問題となっている。 　こうしたことから、日光市竜王地区（東武鬼怒川線新藤原駅最寄）から高原山南側を経由し那須塩原市間谷地区（会津東街道沿い）間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmに観光交通手段として接続ロープウエーを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアと那須、塩原エリアをほぼ直線で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることが可能である。また途中に中間駅（土上平放牧場、八方ヶ原等）を設けることで栃木県北地域の特色である自然（レンゲツツジ等）と隠喪に触れ合うことができる。 上空からの春夏秋冬の移り変る自然を展望することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切れとなり得る。しかしながら、日光～那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性の為に国有林の貸与を求めるものである。	E		本提案は、国有林買し付けについてのものであり、国有林を担当していない当省が回答する立場にはない。なお当該行為は、工作物の新築に該当するため、国立公園内で行おうとする場合、特別地域内であれば環境大臣の許可が、普通地域内であれば行為の届出が必要となる。申請された場合、当該行為が当該公園の風致景観にどのような支障を及ぼすかという観点で審査される。なお普通地域内の場合でも、届出された行為について公園の風景の保護上必要がある場合、禁止、制限等の命令が科される場合もある。		E									1103030	個人	農林水産省 環境省
1320020	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第１３条第３項第１号 自然公園法施行規則第１１条第１１項	平成16年度より以下のとおり基準を明確化。 ①特別保護地区地区、第１種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。 ②風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 ③風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 ④野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤風力発電施設の色彩、形態が周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ⑥風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地整理がなされることとなっていること。 ⑦風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。 ⑧支障木の伐採が僅少であること。	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合（山稜線に設置する場合を除く）は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から６％削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 　このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C		環境省は、平成16年に国立国定公園内における風力発電施設の設置のあり方について基本的考え方を取りまとめ、それに基づき風力発電施設の審査基準を明確化した。基本的考え方では、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ内区域指定された国立・国定公園においては、財産権の尊重や国土の開発その他の公益との調整に留意しつつも、人為的な影響を極力抑制し、自然景観や保護と生物多様性の保全を主として考えることを基本としている。 国立・国定公園の自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組みの両立を図るためには、現行の審査基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要があり、構造改革特区による基準の緩和は認められない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	京都議定書で約束したわが国の温室効果ガス排出量の削減が一向に進まない中、可能な限りのあらゆる温暖化対策を 講じていく必要がある。 　このような状況において、風力発電施設については単なる営利を目的とした施設ではなく、公的な使命を負った施設として、その公益性を高（評価すべき時期にさいして考えられる。 　自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景と ともな、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	C		自然公園法の目的は、指定当時の風致景観を維持していくことにあり、公益性を有する水力発電施設等についても預制対象としている。平成16年から適用している風力発電施設に対する審査基準は、地球温暖化防止という風力発電施設の社会的意義を認めつつも、大規模な構造物の設置が代替性のない自然環境に及ぼす影響を考慮せずに受け入れることは公益上適切ではないと、法目的に照らし規定されたものであり、同基準に基づき、個別案件ごとに慎重に審査したうえで、自然公園内における風力発電施設の設置を可能とするためのものである。よって、自然公園法における風力発電施設の設置についての規制適用を除外することは認められない。	温室効果ガス排出量の削減対策が進まない状況において、風の条件のよい場所に風力発電施設を設置することは有効な対策のひとつであり、公的な使命を負った施設として、その公益性を高（評価すべきと考えられる。 　また、自然公園区域であっても、風車は他の工作物と異なり、自然の風景との調和性が高いという特殊性をもつため、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	C		風力発電施設が地球へのエネルギー供給や地球温暖化防止への寄与という公益性を有することは認められるとしても、なお、国立・国定公園外において、クリーンエネルギーによる各種取組の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な公益性が認められるものとは判断できない。 　優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。 　風力発電施設の設置は大規模な土地の改変や風車による景観の変化を伴うことから、国立・国定公園の風致景観に大きな影響を与え、場合によっては当該地の公園たる資質を損なうおそれがある行為であると認識している。 　国立・国定公園においては、このような前提のもと風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために、平成16年に風力発電施設の設置等に係る許可基準を定め、個々の案件ごとに慎重に検討していくこととしている。 よって、貴県の提案は認められない。	1120060	兵庫県	環境省
1320030	自然公園の特別区域の指定等に係る関係地方行政機関への協議の廃止	自然公園法第４条及び第66条 都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について	都道府県立自然公園の特別地域の指定又は拡張等については、自然公園法第66条第1項の規定に基づき、国の関係地方行政機関の長へ協議しなければならない。	都道府県立自然公園の特別区域等の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議の義務付けを廃止すること	【実施内容】 　国の関係地方行政機関との調整は，必要に応じて都道府県の判断で主体的に行うことができる。 【提案理由】 　都道府県立自然公園における特別地域の指定については，国立公園と同等の厳重な規制を行うことができるので，県立自然公園に係る特別地域の指定に当たって，関係行政機関及び諸産業との協議・調整等を図る必要があることは公園の円滑な運営を期するためにも重要なことであると認識している。 　しかしながら，関係機関との協議・調整は，法律に規定するまでもなく，各地方公共団体が主体的に判断し行うものである。 　実際に，県立自然公園における特別地域の指定にあたっては，自然公園法第６６条第１項の「国の関係地方行政機関の長」との協議だけでなく，県の主体的な判断により，国の関係省庁や関係行政機関等との協議を行っているところである。 　県が条例で定める県立自然公園に関して，県が主体的に判断し，関係行政機関及び諸産業と協議・調整等を図ることは当然であり，県よりも地域実態を十分に把握しているとは言い難い国の関係地方行政機関への協議を法律で義務付ける必要性はないと考える。	C		第６６条第１項の規定は、都道府県立自然公園であっても特別地域においては相当厳重な規制を行うことができることから、当該地域における関係行政及び諸産業との調整を図るために、国の関係地方行政機関の長との協議を義務付けたものである。また、本規定は県の主体的な判断により行う協議を排除しようとするものではない。 なお、国の関係地方行政機関と都道府県の協議は、地域の実態を十分に把握しているという観点から行うものではなく、国の行政にかかる公益との調整という観点から行うものである。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	自然公園法第66条第１項の規定は、当該地域における関係諸行政及び諸産業との調整を図るために国の関係地方行政機関の長との協議を義務付けたものであり、また、本規定は県の主体的な判断により行う協議を排除しようとするものではない。 　残更、国の機関のみを協議の義務付け対象とする意義は乏しいと思われる。	C		都道府県立自然公園の指定や区域の拡張については、関係機関等との調整を行うことが望ましいが、この点については特に協議を義務付ける規定を設けていない。これは、都道府県の自治を尊重するためであり、また普通地域における保護の規制は比較的軽度なものであるためである。 　一方、法律上相当厳重な規制を行うことができる特別地域の指定又は特別地域の区域の拡張については、国の関係地方行政機関が所管する法制度や施策等との調整を図ることが必要不可欠であるため、第66条第１項により協議を義務付けているものである。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		国が指定する国立・国定公園の特別地域等の指定又は区域の拡張については、自然公園法第55号の規定により関係行政機関の長との協議が義務付けられている。このため、国立公園については環境大臣が、国定公園については都道府県知事が、関係する各省大臣との協議を行い、各省が所管する施策や諸産業との調整を図っている。 一方、都道府県が指定する都道府県立自然公園の特別地域の指定等については、国が所管する施策等との調整を図ることが不可欠であるが、所要事務の合理化・効率化の観点等を総合的に考慮し、協議先については「国の地方関係行政機関の長」とする現行制度が適当であると考える。	1082180	広島県	環境省
1320040	木質バイオマスのガス化・ガスエンジン発電における排ガス中のヒ素の排出基準	大気汚染防止法 大気汚染防止法施行令	現在、ヒ素の排出基準については、規定はされていない。	建築廃材の有効利用策として普及しつつある、ガス化・ガスエンジン発電熱供給設備の導入を検討しているが、ＣＣＡ処理木材を原料とする場合、排ガスに含まれるヒ素について、現状では排出基準がない。設備導入に先立ち、大阪市環境局経由で環境省に問い合わせたところ、判断は自治体にまかせるとの見解が示された。他方、大阪市は判断するための材料がないとの見解を示している。そこで、当面の指針として、労働安全衛生法による作業管理濃度０．００３ｍｇ/ｍ３を利用することを認めてほしい。それが認められない場合は、環境省が基準を示してほしい。	１．昭和３８年にＪＩＳ規格に制定されたＣＣＡ処理材は、主に住宅用土台として使用され、平成６年にピークの３５９千Ｍ３の処理材が生産された。住宅解体に伴う、ＣＣＡ処理廃材排出量は、２００８年にピークを迎える。なお、ＣＣＡ処理材は、平成９年から急激に減少し、ここ数年は年間４千Ｍ３で推移している。（現在も使用禁止にはなっていない） ２．国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」により、ＣＣＡ処理木材は分別管理運搬が求められ、最寄りの保健所などに報告した後、適切な中間処理施設で焼却し、燃えがらは、管理型処分場で埋め立て処分することとされている。 ３．しかし、現実には、公式にＣＣＡ処理木材を受け入れる処理施設はほとんどなく、近畿自冶体においても、全くない。このように、不正な処理を野放しするのではなく、適正に管理するほうが、国民の利益につながる。 ４．この為、平成１２年～１４年に林野庁、平成１８年度に経済産業省の補助事業で、学識経験者等の指導を受けて、ＣＣＡ処理廃材の処理について実験、分析、検討を進めてきた。その結果ＣＣＡ処理廃材を熱分解ガス化発電した場合、大気中への ヒ素は、管理濃度０．００３ｍｇ/ｍ３以下に管理でき、問題ないと結論がだされた。（参考資料１） ５．大気中へ排出されるヒ素の基準指針が示されることで、CCA処理廃材を利用した、ガス化発電を円滑に導入することができ、その結果CCA処理廃材の適正な処理と受け入れ施設の運営が可能となる。 ６．なお、鹿島特区において特区評価委員会の指導に基づくＣＣＡ処理木材（関連組合から原料を提供）の燃焼試験が行われたが、それよりも詳細な実験を実施した。	D		ヒ素は、大気汚染防止法における有害大気汚染物質の枠組みの中で、事業者による排出抑制のための必要な措置を講ずることされている。今後、さらなる知見の充実に努め、当該物質に関する健康リスク評価の検討を実施していくこととしている。	貴省の回答にある「今後、さらなる知見の充実に努め、当該物質に関する健康リスク評価の検討を実施していくこととしている。」というのは、今後その必要性を含め、基準の策定に向けて議論をしていくということで理解すればよろしいのか、そうであれば、具体的な検討方法や時期についても言及されたい。いずれにしても、基準がはっきりしなければ、提案者の主張にあるように、受け入れる施設が少ない現状や判断すべき自治体が困る状況は改善されないと考える。右の提案主体からの意見も踏まえ、貴省の御見解を明らかにされたい。	①今回の回答は、現行規定に対応可能（D回答）との回答であるので、CCA処理廃材を燃料として、ガス化・ガスエンジン発電をしても法的に問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 ②また、「求める措置の具体的内容」にある数値基準であれば、貴省回答にある「事業者による排出抑制のための必要な措置」を講じているものとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。 ③なお、貴省回答にある「今後、さらなる・・・としている。」との一文は、今後の事業の開始・継続に影響するものなのでしょうか。 以上３点について、確認したいので、回答をお願いします。	D		大気汚染防止法上、有害大気汚染物質は、大気由来で継続的に摂取し続けることで健康影響が生じるおそれのあるものとして定義され、中央環境審議会答申において、２３４物質が指定されており、ヒ素化合物についてはその中に含まれている。 これらの物質は、①種類が多く、②性状が多様であり、③発生源及び排出形態が多様であることを踏まえ、従来からの大気汚染防止法の規制対象物質とは異なる規態を有している。このため、大気汚染防止法上、事業者の自主的取組による排出抑制、国による健康影響に関する科学的知見の充実、地方公共団体によるモニタリングの実施による対策を講じることとしており、これらの物質毎に排出基準の設定等による個々の事業場に対する義務な排出規制を行うことは規定されていない。 ＣＣＡ処理廃材を燃料とするガス化・ガスエンジン発電の行為自体は、ヒ素化合物の排出の観点から大気汚染防止法で処理されるものではなく法的に問題はないが、当該行為が産業廃棄物の処理に当たるものであれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境保全上支障のないように適切に処理を行うことが求められるので留意されたい。 事業者による排出抑制の措置としては、排出ガス処理装置を設置すること、有害大気汚染物質が漏出しにくい施設構造とすること、有害大気汚染物質を使用しない生産工程に転換すること等が挙げられる。上記のとおり、大気汚染防止法上、有害大気汚染物質の排出抑制は事業者の責務とされているため、事業の実施に当たっては必要な措置を講じられたい。 なお、これまでの科学的知見から、ヒ素化合物については排出基準が設定される状況になく、事業の開始・継続について、環境省で直ちに影響が生ずる見込みはないと考えている。				1036010	越井木材工業株式会社	環境省
1320050	オオクチバスの飼料、保管、運搬、引受、購入などの禁止の緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第４条、第５条、第８条	１　オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下、「法」という。）に基づき、法施行時の平成17年６月から特定外来生物に指定されている。 ２．特定外来生物は、飼養等（飼養、保管、運搬）、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣（オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣）の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている（法第４条、第５条及び第８条）。 ３．なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づく漁業権が設定されていた湖については、「第５種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立たません。そのためにはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡（引受購入等）等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域（下北山村・上北山村）に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地域産業の少ない地元に及ぼす経済的波及効果は年間約６億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池等の人為による一定の改変が加えられた環境であっても、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。											1181010	下北山村漁業協同組合 上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省
1320060	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置 「搬出汚染土管理票及び汚染土保管」	土壌汚染対策法 土壌汚染対策法施行規則 搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件	汚染土管理票の交付者は、汚染土管理票の交付の日から９０日が経過した日から３０日以内に、搬出汚染土壌確認報告書を都道府県知事等に提出すること。 積み替えのために一時保管する際の土壌の量の上限値について特段の規制はない。	一時的に積み替えのために保管場所を、中間処理施設として位置づけ、当該中間処理施設での保管期間を搬出汚染土管理票の90日には加えず、猶予期間としていただきたい。	町工場の土地が土壌汚染の土地であると判明し、土壌汚染の改善・改良が行われない状態が続きますと、風説が流れ、その影響により、周辺の地価が下落し、土地の持ちこたが、財産相続等の問題を解決させるため、税金の未納に伴って、土地の物納の希望をします。その段階で、その土地が汚染されていることが判明した場合、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の改善・改良が求められ、物納も不可となり、財産を処分することもできなくなり、老後の生活設計や子供たちの生活設計にも支障をきたすという問題があります。「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について　中間とりまとめ」にも、対策として法的には「汚染の除去」や「汚染の管理」となっていますが土地の売買については「汚染の除去」という実態が取り上げられています。しかし、首都圏の中小企業者の工場用地等は狭小な密集地域に存在することが大部分であり① 敷地内に土壌の保管場所が確保できない②道路幅員が狭く大型車を導入することが困難③発生土は少量ゆ搬出汚染土管理票を搬出後90日以内都道府県知事等に提出等という問題があり、運搬等の問題が費用を更に割高にしています。そこで、比較的近い場所での一時的に積み替えのために保管を行うことになります。しかし、搬出汚染土管理票を、搬出後90日以内に提出しなければなりません。その為汚染除去に係る処理内容、例えば無処の無い輸送計画等に対する対策等が採りづらくなっています。地球温暖化防止CO2削減の見球からも検討すべき問題です。このような現状打破を行うため解決策となります。	C		・汚染土壌の処分の期間の猶予について 土壌汚染対策法においては、土地の所有者等が、最終的に汚染土壌が適切に処分されたことを確認する仕組みとなっており、御提案のように積み替え施設において汚染土壌を長期間保管した場合には、土地の所有者等が最終的な処分を確認することが困難となるため、御提案のような猶予期間を設けることは適当ではない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	汚染土発生場所は、密集市街地に存在する狭小な土地で導入道路も狭いため、掘削した汚染土壌を指定区域の近傍の土地において一時的な保管、有害物質の除去等を行うことが不可能です。そこで掘削した汚染土壌を指定区域外の土地に設置された施設において不溶化等の処理を行うしかり方法がありません。又、汚染土壌が運び込まれてから（試験データ取得に3~7日、「ブレンド（混練）加工に2~3日、汚染土壌の処理の完了後、確認の為、無作為抽出検査に、3~7日）8~17日必要となりますが、現状では時間的余裕がありません。よって、中間処理施設での保管期間を管理票の90日間から外すことについては、前回の回答の通り対応できない。	C		汚染土管理票については、交付者が交付の日から９０日以内に送付を受けないときに、処分状況等を把握し、３０日を経過した日から３０日以内に汚染土壌確認報告書を都道府県知事に提出することとなっており、交付者に対し、適切な処分がなされたことについて確認することを求めているものである。９０日を超えて、なお処分が終了しないときは、交付者がその処分状況等を確認し、やむを得ない事情があれば、必ずしも９０日以内に処分をしなければならないものではなく、適切な処分がなされる範囲で、必要最小限の処分期間を延長することは差し支えない。よって、御提案の中間処理施設での保管期間を９０日間から外すことについては、前回の回答の通り対応できない。	狭小な土地の中小企業者が持っている土地の汚染土壌対策を行うとき、既に述べましたように、狭小な土地ゆえの問題点があります。そこで、当該中間処理施設において、汚染土壌対策としての中間的な処理として処理を行うことについての期間に関し、「やむを得ない事情を持つ施設」での期間として認め、汚染土管理票に、その旨を記載することでの、処分期間延長とすることの対応と認めていただきたいのです。補足資料（中間処理施設への汚染土の搬入）	C		汚染土壌を長期間保管した場合には、土地の所有者等が最終的な処分を確認することが困難となることから、当初から９０日を超えることを前提として処理を行うことは適当ではない。このため、積み替え施設における保管期間について、管理票の９０日間から外すことはできない。	1370110	株式会社　ブツカン	環境省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類（の見直し）	措置の内容（の見直し）	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類（の再見直し）	措置の内容（の再見直し）	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1320061	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置 「搬出汚染土壌管理票及び汚染土保管」	土壌汚染対策法 土壌汚染対策法施行規則 搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件	汚染土管理票の交付者は、汚染土管理票の交付の日から９０日が経過した日から３０日以内に、搬出汚染土壌確認報告書を都道府県知事等に提出すること。 積み替えのために一時保管する際の土壌の量の上限値について特段の規制はない。	一時的に積み替えのために保管場所を、中間処理施設として位置づけ、当該中間処理施設での汚染土壌の保管を、5,000ｔまで可能としていただきたい。	町工場の土地が土壌汚染の土地であると判明し、土壌汚染の改善・改良が行われない状態が続きますと、風説が流れ、その影響により、周辺の地価が下落し、土地の持ち主が、財産相続等の問題を解決させるため、税金の未納に伴って、土地の物納の希望をします。その段階で、その土地が汚染されていることが判明した場合、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の改善・改良が求められ、物納も不可となり、財産を処分することもできなくなり、老後の生活設計や子供たちの生活設計にも支障をきたすという問題があります。「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について　中間とりまとめ」にも、対策として法的には「汚染の除去」や「汚染の管理」となっていますが土地の売買においては「汚染の除去」という実態が取り上げられています。しかし、首都圏の中小企業者の工場用地等は狭小な密集地域に存在することが大部分であり①　敷地内に土壌の保管場所が確保できない②道路幅員が狭く大型車を導入することが困難③発生土は少量④搬出汚染土管理票を搬出後90日以内都道府県知事等に提出等という問題があり、運搬等の問題が費用を更に割高にしています。そこで、比較的近い場所での一時的に積み替えのために保管を行うことになります。しかし、搬出汚染土管理票を、搬出後90日以内に提出しなければなりません。その為汚染除去に係る処理内容、例えば無駄の無い輸送計画等に対する対策等が採りづらくなっています。地球温暖化防止ＣＯ2削減の意味からも検討すべき問題です。このような現状打破を行うための解決策となります。	E		・保管量を5000tまで可能とすることについて 最終的な処分先に汚染土壌を搬入する前に、積み替え等のために汚染土壌を一時保管する際の土壌の量の上限値について、特段の規制はない。	E				御提案の固型処理技術については、有害物質の再溶出のおそれがないと言えないことから、搬出汚染土の処分方法として位置づけることはできない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。				1137010	株式会社　プツカン	環境省
1320070	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置 「指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて」	土壌汚染対策法 土壌汚染対策法施行規則 搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件	搬出する汚染土壌の処分方法として、廃棄物処分場、浄化施設、セメント工場が規定されている。 汚染土管理票は、指定区域の土地の所有者等が交付する。	当該中間処理施設に行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の前処理としてではなく、「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。	「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」において搬出する汚染土壌の処分方法を定める件及び搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件が定められています。その中で、処分者は①最終処分場業者・埋立施行者②汚染土壌浄化施設業者③セメント工場等業者となっていますが、当該中間処理施設に行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の前処理としてではなく、「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。よって、「汚染土壌の処分を行う前に中間処理を行う場合の取り扱いについては、確認方法告示に明確に規定されていないが、これを妨げるものではなくこと。なお、中間処理施設において中間処理を行う場合にあっては、当該中間処理を行う施設までの運搬及び当該中間処理施設に於ける処分内容について、ともに汚染土管理票に記載する必要があること。」との取り扱いを求めます。なお、浄化に対しての技術は、昭和50年代から固化剤利用された技術で各種有害物質を無害化する特性も併せ持っているものを用い、ブレンドという簡便な手法で汚染土壌の無害化を進めるという確立された技術です。現状での土壌汚染法に基づく対応の中では、最終処分を行うことが完了であるため、①最終処分場業者・埋立施行者②汚染土壌浄化施設業者③セメント工場等業者等への搬入により、汚染土壌の処分が完了したとされていますが、汚染土壌管理票の取り扱いにも言及することがあります。そこで、当該中間処理施設に於ける搬入汚染土壌に限り、中間処理は進めていきますが、今後、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）より発生土壌として汚染土壌管理票に記載できることを求めるものです。	C		・中間処理施設を土壌汚染対策法で定める処分施設として取り扱うことについて 土壌汚染対策法における汚染土壌の処分方法については、処分場への搬入又は浄化施設での浄化など、当該方法により汚染土壌の処理が完了するもののみを定めているところである。したがって、御提案にあるような中間処理は、処理が完了するものでないことから、処分施設として取り扱うことについては対応できない。 なお、現行制度においても、汚染土壌の発生から最終的な処理までの間に中間処理施設への運搬及び処理が含まれている場合については、汚染土管理票に記載することとなっている。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	当該中間処理施設に行う処理技術は、セメント系土質改良剤の一種の土壌改良硬化剤を利用した、ブレンド（混練）という手法を用いた、固型処理技術であり、再利用資源としての利用も可能となります。よって、固型施設としての中間処理施設にて行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の処理としてではなく、「土壌汚染対策法」の基づく（土壌汚染対策法施行規則）に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。補足資料 (2)	C		御提案の固型処理技術については、有害物質の再溶出のおそれがないと言えないことから、搬出汚染土の処分方法として位置づけることはできない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	極めて低コストによる土壌汚染対策を考え、固型、封じ込め（重金属を封じ込めて溶出させない手法）を採用し、不溶化を進めていくこととしました。その手法としましては、①セメント系土質改良剤の一種の土壌改良硬化剤による固型、封じ込めｂ）シュペルトマナイトによる固型、封じ込め処理技術を採用することにしています。又、大学等で進められています研究開発の実用化施設としての役割を担い、固型、封じ込め処理を行った後、汚染土壌に含まれる特定有害物質の抽出又は分解する方法により除去し、汚染土壌対策を行う考えです。補足資料（固型、封じ込め処理技術）	C		御提案の固型処理技術については、有害物質の再溶出のおそれがないと言えないことから、搬出汚染土の処分方法として位置づけることはできない。	1137020	株式会社　プツカン	環境省
1320071	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置 「指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて」	土壌汚染対策法 土壌汚染対策法施行規則 搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件	搬出する汚染土壌の処分方法として、廃棄物処分場、浄化施設、セメント工場が規定されている。 汚染土管理票は、指定区域の土地の所有者等が交付する。	当該中間処理施設に於ける搬入汚染土壌に限り、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）よりの発生土壌として汚染土壌管理票に記載できることを求めるものです。	「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」において搬出する汚染土壌の処分方法を定める件及び搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件が定められています。その中で、処分者は①最終処分場業者・埋立施行者②汚染土壌浄化施設業者③セメント工場等業者となっていますが、当該中間処理施設に行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の前処理としてではなく、「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。よって、「汚染土壌の処分を行う前に中間処理を行う場合の取り扱いについては、確認方法告示に明確に規定されていないが、これを妨げるものではなくこと。なお、中間処理施設において中間処理を行う場合にあっては、当該中間処理を行う施設までの運搬及び当該中間処理施設に於ける処分内容について、ともに汚染土管理票に記載する必要があること。」との取り扱いを求めます。なお、浄化に対しての技術は、昭和50年代から固化剤利用された技術で各種有害物質を無害化する特性も併せ持っているものを用い、ブレンドという簡便な手法で汚染土壌の無害化を進めるという確立された技術です。現状での土壌汚染法に基づく対応の中では、最終処分を行うことが完了であるため、①最終処分場業者・埋立施行者②汚染土壌浄化施設業者③セメント工場等業者等への搬入により、汚染土壌の処分が完了したとされていますが、汚染土壌管理票の取り扱いにも言及することがあります。そこで、当該中間処理施設に於ける搬入汚染土壌に限り、中間処理は進めていきますが、今後、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）よりの発生土壌として汚染土壌管理票に記載できることを求めるものです。	C		・保管場所から発生する土壌として汚染土管理票に記載することについて 土壌汚染対策法においては、措置命令を命ぜられた者又は土地の形質変更をしようする者（以下、汚染土管理票交付者）が汚染土管理票を交付し、最終的に交付者から都道府県知事に汚染土壌確認報告書が提出されることになっている。すなわち、汚染土管理票交付者が、当該土地から搬出された汚染土壌が適切に処分されたことについて責任をもって確認する仕組みとなっている。御提案にあるように、中間処理施設への搬入をもって、汚染土壌の処理を一旦区切り、保管場所からの発生土壌として取り扱うこととした場合には、汚染土管理票交付者が汚染土壌が適切に処分されたことを確認できなくなるため対応できない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	汚染土管理票の「処分を終了した年月日」は、最終処分場への搬入にあっては当該最終処分場での埋立てを終了した日、汚染土壌浄化施設における浄化にあっては当該浄化を終了した日、セメント等製造施設での利用にあっては当該利用を終了した日を記載する」となっています。しかし、当該中間処理施設、固型施設において行われる汚染土壌の浄化より、汚染土壌は、汚染土壌再利用の資源としての役割を担うことが出来ます。よって、当該中間処理施設における搬入汚染土壌に限り、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）よりの発生土壌として汚染土管理票に記載できることを求めるものです。補足資料 (2)	C		御提案の保管場所からの発生土壌として汚染土管理票に記載することについては、汚染土管理票の交付者が汚染土壌が適切に処分されたことを確認できなくなるため、対応できない。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	当該施設に搬入された汚染土壌は、再度汚染土検査の上処理を行い、資源としての利用を目指します。利用内容は①埋立地の被土②埋戻土③セメントとしての利用です。安全性を明確に行う考えですので、再利用する資源としての利用を認めていただきたいのです。又、汚染土壌に含まれる特定有害物質の抽出又は分解する方法により抽出された物質に対しても、安全性を明確に行う考えですので、資源としての利用を認めていただきたいのです。なお、汚染土管理票には、再利用を行った内容についても、汚染土壌対策後の試験データを添付し、明確に記載します。補足資料（資源としての利用）	C		御提案の保管場所からの発生土壌として汚染土管理票に記載することについては、汚染土管理票の交付者が汚染土壌が適切に処分されたことを確認できなくなるため、対応できない。	1137020	株式会社　プツカン	環境省
1320080	高温処理安定型焼成灰ブロックを利用した大谷石採掘廃坑の埋立てによる地域完全性の向上	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第９条の８	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	現行法で産業廃棄物とされる焼成灰を高温処理した溶融固化物と大谷石の成分とされるゼオライト粉末とを混合しブロック形成することにより無害安定化させる。この焼成灰ブロックを大谷石の採掘により空洞化した地下廃坑に埋め立てし、大谷地域の再生と安全を図る。	産業廃棄物業者等より焼成灰を原料として供給を受け、加工プラントにおいて高温加熱により溶融固化物化し、さらに大谷石粉末との混合によって安定化させた後、焼成灰ブロックとして資材加工する。焼成灰ブロックは大谷石採掘業者に提供し廃坑の埋戻し材として、または表面加工した後に道路資材等として活用する。 提案理由：大谷石は明治初期から本格採掘され、大谷地区地下全域において採掘坑道が存在するが、1989年に発生した宇都宮市大谷町坂本地区の陥没事故（直径100m、深さ30m）により、大谷石採掘産業は衰退し、現在も地域住民の安全が脅かされている状況が続いている。この埋戻し材として、焼成灰を高温処理した溶融固化物を用いる検討がなされているが、安全性の面（重金属の溶出）から、現在大谷石採取場跡地などの地中空間に、これらを埋立処分することは、法令により禁止されている。一方で大谷石の成分は天然ゼオライトであり、これらは重金属を吸着し安定化する特性がある。大谷石粉末を添加した焼却灰溶融固化物は、耐水性、耐酸性、耐アルカリ性などの環境下においても重金属が溶出せず、安全性を向上できることが産学官の検証において確認されている。	C	III	焼成灰を高温加熱により溶融固化物化し、大谷石粉末との混合によって安定化させた後、焼成灰ブロックとして資材加工したものが廃棄物である場合、当該ブロックにて地下廃坑を充填する行為は、地中の空間を利用する埋立処分行為に該当する。御提案のブロックについては、どのような処理工程を経た焼成灰から製造されるのかが不明であり、その処分する場所が不安定な構造で地下水への影響も予想され、生活環境保全上何らかの支障が生じる可能性を否定できない。また、地中空間の監視が容易でないことも等から、埋立処分を行う地下空間の地下水位や地下水質、地盤の構造等の把握は極めて困難であると考えられる。このため、御提案については、慎重に検討する必要がある。 なお、当該ブロックの廃棄物該当性については、具体的な態様及び状況を加味して、総合的な判断に基づき個別具体的に判断する必要があるため、地方公共団体の判断によるものである。							C				1103020	個人	環境省
1320090	木質バイオマスエネルギー利用施設から排出される産業廃棄物を一般廃棄物処理場にて処理するための特例措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第７条第６項，第１４条第６項	産業廃棄物について、一般廃棄物として処理することはできない。	現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処分業の許可を得て業務を行っている事業所において、産業廃棄物である以上、どのような成分のものでも処理できないこととなっています。しかしながら、本町の木質バイオマスエネルギー利用施設「森の発電所」から排出される焼却灰については産業廃棄物ではあるものの、その成分（別添成分分析表参照）については一般廃棄物処理施設において処理できるものであると考え、本法律の規制緩和措置を求めるものである。	当施設では木屑を燃焼して蒸気と電力を発生させ、施設内で利用するとともに、電力会社に売電もしています。従来廃棄物にしかならなかった木屑を有毒ガスを出さずに燃やし、エネルギーを生み出す施設として全国から注目されています。 提案理由： 当施設から排出される焼却灰については産業廃棄物であるため、県内の一般廃棄物処理施設では処理できず、県外の産業廃棄物処理施設で処理してもらうための高額な費用を支払っており「森の発電所」の経営を圧迫しかねない問題となっている。当施設の焼却灰については木質バイオマスエネルギーのみを燃焼させたものであるため、別添の成分分析表を見てもわかるように一般廃棄物と同等に処理しても問題ないものと考え、本施設から排出される焼却灰については産業廃棄物からの除外を求める。仮に、電力発生のための工程上、焼却灰を産業廃棄物から除外できないというのであれば、産業廃棄物管理票に係る手続等、産業廃棄物の処理に係る所要の手続が行われることを前提に、一般廃棄物処理施設において当該焼却灰を処理できるよう、あわせて要望する。	D		市町村の有する一般廃棄物処理施設においては、廃棄物処理法第11条第2項の規定に基づき、当該市町村の裁量により、産業廃棄物を処理することができることとされている。また、一般廃棄物処理業者等が有する既存の一般廃棄物処理施設においても、廃棄物処理法に基づき必要な許可を取得することにより、産業廃棄物を処理することができる。 したがって、御提案については、現行法の規定に基づき、提案者（白川町）が、自らが所有する一般廃棄物処理施設において処理を行い、又は県内の一般廃棄物処理業者等に対して産業廃棄物の処理に係る許可取得を促すなどすれば、十分に実現可能であると考えられる。	安全性が実証された廃棄物については、産業廃棄物と同等の手続をすること等を前提に、産業廃棄物であっても（市町村の保有しない）一般廃棄物処理施設にて処理できることでできないか。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	町内の一般廃棄物は、可茂衛生施設利用組合（構成本町を含む10市町村「ささゆりクリーンパーク」で処理されている。当施設は一般廃棄物の処理のみを行っているが、産業廃棄物処理に係る許可を取得した場合、現在の状態に加え産業廃棄物の処理をすることは当施設の処理能力を超えるため不可能である。また、木質バイオマスエネルギー利用施設において焼却灰の最終処分することについては物理的な問題により不可能である。木質バイオマスエネルギー利用施設から排出される焼却灰については以前データで示したとおりであるため、一般廃棄物処理施設において処理できるよう引き続き要望する。また詳細については別紙で説明する。	D		前回回答にもあるとおり、提案者を含む可茂衛生施設利用組合は、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、その所有する「ささゆりクリーンパーク」において当該焼却灰を処理することができる。また、この場合において、可茂衛生施設利用組合は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を得る必要がないのは言うまでもない。 なお、「森の発電所」において一般廃棄物である木くずを焼却することによって生じる焼却灰は、一般廃棄物に該当するので、念のため申し添える。	D				1068010	白川町、東濃ひのき製品流通協同組合	環境省
1320100	再生利用認定制度対象廃棄物に陶磁製食器を加える。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第９条の８	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	陶磁製食器を対象廃棄物に追加することにより、ＮＰＯや市民団体が許可なしで対象物の回収および運搬が可能になる。その結果、今まではとんど行われなかった陶磁器のリサイクルシステムを回転させ、廃棄物の減量および原料としての有効利用をはかることができるようになる。	陶磁製食器については、生産段階で重金属等に関する厳しい基準があり、その安全性についてはまったく問題ない。また、長期保管においても腐敗・崩壊・発火することはない。陶磁器のリサイクルについては、技術が確立（Ｒｅ－食器の製品化）され、かつ首都圏を中心に認知度が高まってきている。さらに、回収されたものについては、現有能力から、全量粉砕・資源化が可能であると推測される。このような現状であるや、廃掃法による規制を外すことにより、ＮＰＯや市民団体が当該物を扱うことが可能となり、ボランティア的な活動により、自治体の経費節減、さらにはコミュニティビジネスへの発展も期待できるものである。	E		再生利用認定制度においては、廃棄物処理法上の許可を得ずに廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができるのは、再生利用を行う者（陶磁器の製造等を行う事業者）に限られることから、陶磁器（すでに当該制度の対象廃棄物に加えたとしても、廃棄物処理法上の許可を得ない限り、再生利用を行わないNPOや市民団体が廃棄物である陶磁器の収集又は運搬を行うことはできない。 なお、御提案については、第3次特区要望における多治見市からの提案に対して回答したとおり、現行制度においても、市町村長の再生利用指定制度などを活用することで実現可能であると考えられる。							E				1191010	グリーンライフ21プロジェクト	環境省

13 環境省　非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の再見直し	措置の内容の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事業番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1320110	同一敷地内での廃棄物の共同処理に伴う効率化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の２、第８条の３	産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者が自ら処理する場合のほか、廃棄物処理業の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者等に処理を委託する場合に限って可能とされており、業の許可を有さずに他者の産業廃棄物を処理することは禁止している。	産業廃棄物の処分について、一定の要件を満たしている場合には、敷地内のグループ企業分の廃棄物をまとめて、自社処分と同等の扱いで処分することができるものとする。	同一敷地内で発生する産業廃棄物については、敷地内の親会社又は関係会社に処理余力があっても、廃棄物処理業者の許可を有していない場合には、自社処分に該当しないためまとめて処理することができずに、非効率である。 日本経済の集中と選択により企業の分社化が進展していることに伴い、事業者と敷地内にある分社について、一定の条件を満たした場合、同一の事業者として、それぞれの産業廃棄物を、自社処分として処理することを可能とする。 【提案理由】 ①敷地内での処理が可能となれば、産業廃棄物を構外に出さなくて済み、適宜、処理状況が確認できるため、適正処理が推進できる。 ②構外を経送することがないので、一般市街地での交通事故による拡散などのリスクが無くなるとともに、ローリー等の移送によるCO_2発生を削減できる。 ③廃棄物処理施設の余力を活用することで、当該設備の能率の良い運転が可能となり、CO_2削減に寄与できる。 【代替措置】 自社処分として処理するために、一定の条件を付す。 ①当該事業者（親会社）がその産業廃棄物の処理について、自ら総合的に企画、調整及び指揮を行っていること。 ②当該事業者（親会社）が分社（関係会社）に対し、指揮監督権を有していること。 ③当該事業者（親会社）と分社（関係会社）との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。 ④上記②と③についての事項が、当該事業者（親会社）と分社（関係会社）との間で、書面にて締結することにより明確になっていること。	C	III	産業廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする排出事業者の処理責任を原則として、自ら処理するほか、廃棄物処理業者へ処理を委託することが可能となっている。委託先の処理業者としては、廃棄物処理業の許可を有する者に限られているが、これは、生活環境保全上支障が生ずる危険を伴う廃棄物処理を国として行うことを禁止し、適正処理能力を有する者のみに業として行うことを認めることによって、不適正な処理や生活環境保全上の支障の発生を防止する趣旨である。 したがって、他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、排出事業者責任が不明確となり、ひいては不法投棄等不適正処理の濫発を招（おそれがあるため. 例え同一敷地内で発生する産業廃棄物であっても、御要望ではムジにされない。 なお、企業の分社化が進展していることを踏まえ、平成17年３月25日付け環境産発第050325002号通知をもって、企業の分社化に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いを見直し、事業者と直接の雇用関係がない場合でも、必要最小限の要件を満たす関係従事者については、当該事業者が自ら処理を行うものとみなすことしている。	貴省の回答によると、他者の排出した産業廃棄物を処理することはできない」とのことであるが、提案主体が代替措置として列挙している要件のもとでは、他者であるため「排出事業者責任が不明確となり、ひいては不法投棄等不適正処理の濫発を招（おそれがある」とのご懸念についても、敷地境界がフェンス等により敷地外と明確に遮断され、親会社と関係会社の関係が対外的に明らかかつ一体的な中で、更に排出事業者の責任が親会社にあることを明らかにするなどの代替措置を設けることで払拭されるものと考えます。要望の趣旨が実現するような形で、再度ご検討をお願いいたします。	産業廃棄物の共同処理にあたっては、排出事業者の処理責任を原則として、確実に適正処理がされるような条件を付すことで、自社処分と同様に扱うことができるものと考えております。 今回の回答によります「排出事業者責任が不明確となり、ひいては不法投棄等不適正処理の濫発を招（おそれがある」とのご懸念についても、敷地境界がフェンス等により敷地外と明確に遮断されず、親会社と関係会社の関係が対外的に明らかかつ一体的な中で、更に排出事業者の責任が親会社にあることを明らかにするなどの代替措置を設けることで払拭されるものと考えます。要望の趣旨が実現するような形で、再度ご検討をお願いいたします。	C	III	御提案の代替要件のもとであっても、事業活動と表裏一体として排出される産業廃棄物を、他者が常時管理することは困難であるため、排出事業者責任が不明確となると言わざるを得ない。 また、関係会社の廃棄物を、自社処分と同様に扱いとして処理業の許可なく処分することは、都道府県等の指導監督及び産業廃棄物管理票による把握・管理もなされないことから、不適正処理の濫発を招く恐れがあり、さらに、排出事業者責任の他人への転嫁を認めていない現行法のもとでは、実際に産業廃棄物を排出した者以外の者に対して改善命令等を発動し、公法上の義務を負わすことが困難である。 したがって、御要望には応じられない。	貴省の回答によると、自社処分と同様の扱いにすると「都道府県等の指導監督及び産業廃棄物管理票による把握・管理もなされないことから、不適正処理の濫発を招（おそれがある」ということであるが、今回のように同一の敷地内であり、且つ、関係会社（例えば、議決権所有比率２０％以上）に該当し、産業廃棄物を委託処理する場合と同様に管理票の作成や契約の締結などをする場合には、排出者の責任があいまいになることは考えにくい。以上の点と提案者からの意見も踏まえ、特定の条件のもと、提案の事業を実現することができないか、再度検討し、より具体的に回答されたい。	規制緩和により地域の活性化を図る特区の趣旨から、現行法のもとでの困難な本事例について、引き続きのご検討をお願いするものです。排出事業者責任については、処理事業者を排出事業者の関係会社に限定すること、処理事業者と排出事業者の間で廃棄物処理の委託契約を締結することを産業廃棄物管理票の把握・管理を行うこと、により担保されるものと考えております。また、都道府県の指揮監督及び産業廃棄物管理票の把握・管理がされないことにより不適正処理を招くとの懸念については、産業廃棄物管理票の把握・管理を、廃棄物処理施設に係る廃掃法に基く立入検査の際に併せて確認いただくことで、払拭できるものと考えております。	C	III	再回答のとおり、産業廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする排出事業者の処理責任を原則として、自ら処理できない場合には、廃棄物処理業者へ処理を委託することが可能となっている。委託先の処理業者としては、廃棄物処理業の許可を有する者に限られているが、これは、適正処理能力を有する者のみに業として行うことを認めることによって、不適正な処理や生活環境保全上の支障の発生を防止する趣旨である。 他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、排出事業者責任が不明確となるとともに、悪質な処理業者が横行し、ひいては不法投棄等不適正処理の濫発を招（おそれがある。 一方、御提案の内容は、廃棄物の処理責任を明確にすることにより廃棄物の適正処理を確保しようとする廃棄物処理法の基本的枠組みの変更につながるものであり、応じられない。 なお、本件の事例については、廃棄物処理法上の許可を取得すれば十分に対応可能であると考えられる。	1104010	京葉臨海コンビナート特区推進委員会	環境省
1320120	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条第２号ホ、 し尿処理施設に係る汚泥の再生方法（平成４年７月厚生省告示第１９３号）	し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法（堆肥化）により再生すること。	堆肥のみに限定されている汚泥の再生方法について、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障を生じさせない方法で、燃料の原料として再生利用をしたい。	し尿処理施設に係る汚泥を燃料化施設（造粒乾燥方式）の原料として再生利用し循環型社会の形成推進と環境負荷の低減等を目指すもの。【提案理由】し尿処理施設に係る汚泥の再生は、発酵し、化学処理し又は乾燥処理することにより、堆肥とする方法によることとされているが、当地域は水田稲作地帯であることや、畜産堆肥の生産が多いため汚泥の堆肥による再生利用はこれまで一度もなく乾燥焼却している。現在、近隣で下水汚泥とし尿汚泥を混合して固形燃料を製造する施設を稼動させ、製紙工場の補助燃料とする事業計画を民間企業が進めているのでし尿汚泥を燃料の原料の一部として燃料化施設に供給して再生利用を図りたい。尚、この燃料化施設は事業主体の設置企業、製紙会社、自治体が熱利用の共同提案者と、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業として採択を受けた事業である。施設の設置に当たっては、産業廃棄物処理施設の許可を県に申請しており、又、一般廃棄物処理施設についても設置許可の申請をする予定にしている。施設はテスト後本格稼動する予定なので、事業者は周辺地域及び自治体と環境保全協定を締結して住民の理解を得ている。 現在の規制下では、下水汚泥の燃料化は可能であるが、し尿汚泥の燃料利用ができない状況にある。しかし、し尿汚泥を燃料の原料の一部として、燃料化施設に供給しても生産設備は生活環境保全上の支障を生ずるおそれはなく、し尿汚泥処理費用の削減とバイオマス燃料としての再生利用が推進される。	C		廃棄物処理法が し尿処理施設に係る汚泥の再生方法を限定しているのは、当該汚泥は、一たび不適正処理が行われた場合には、生活環境に重大な支障を生じさせるおそれがあるため、その再生は、処理技術、処理実績、再生品の性状・使用実績等を総合的に勘案して、生活環境保全上の支障を生じないものと確実に認められる方法によるのが適当であるからである。 したがって、再生方法を追加するためには、まずは、御提案の燃料化施設等において、当該汚泥の処理実績の実績を積み重ね、生活環境保全上の支障を生ずることな(再生利用が保証されていることを示すことが重要であると考える。	し尿汚泥について、下水汚泥と比べて「生活環境に重大な支障を生じさせるおそれ」があるのは、具体的にどのような理由によるものか明らかにされたい。また、し尿汚泥の処理実験の実績を積み重ね、その結果、安全性等が立証できれば、提案者の要望実現に向けて前向きに検討がなされると理解してよろしいか。	C		貴省の回答によると、「生活環境に重大な支障を生じさせるおそれ」があるのは、具体的にどのような理由によるものか明らかにされたい。また、し尿汚泥の処理実験の実績を積み重ね、その結果、安全性等が立証できれば、提案者の要望実現に向けて前向きに検討がなされると理解してよろしいか。	し尿処理施設に係る汚泥は、専らし尿の処理に伴って生じるものであり、多量の工業排水等を併せて処理して生じる下水汚泥とは異なる性状を有するものであるが、不適正処理が行われた場合においては、いずれも「生活環境に重大な支障を生じさせるおそれ」を有するものであるといえる。 なお、前回回答にもあるとおり、新たにし尿処理施設に係る汚泥の再生方法を追加するためには、処理技術、処理実績、再生品の性状・使用実績等を総合的に勘案して、生活環境保全上の支障を生じないものと確実に認められる必要があり、少なくとも、現時点においては、新たな再生方法を追加すべき特段の事情は存在しないものと考える。	C		最上広域市町村圏事務組合	環境省
1320130	生木、剪定枝を利用して農業の土作りに役立てたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項，第１４条第６項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等は、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に分類され、これらを扱うには焼却、廃棄物収集運搬、処理業の許可を受ける必要があるが、農区や調整区域ではこの許可が認定されない。等ら農業の土作りに利用する為の剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、廃棄物法から除外されたい。	近隣地域内で発生する剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等を有料で引き取り、土を作って近隣地域内の農家に利用することにより、地域循環型農業の実現を目指す。現在もごく小規模な量を集めて土作りを行っており、出来上がった土は地域内でも喜ばれているが、無料で引き取り加工していては農業経営が成り立たないため、継続及び拡大は不可能である。よって廃棄物法から除外された特区として営業出来れば、より多くの資材が集まり安定した経営の元で有機農業を推進出来る。具体的には公園、道路、鉄道、電気など公共性が高く敷地が広い場所、及び民家で発生する剪定枝等を有料で引き取る。引き取った枝は破砕機でチップ化し、自然に発酵させて土を作る。伐採・剪定業者から直接受け取るので一般ゴミや建築廃材などは混入しない為公害発生の危険もなく、農地に囲まれた場所で作業するので近隣住民への影響も無い。 不適正な処理の防止策として、受け入れ量を自社で確実に処理出来る1ヶ月60ｔまでとし、受け入れ時に日時、重量、荷姿を記録する。それらを定期的に自治体に報告、職員の視察も随時受け入れる。	C		我々北姫農園が廃棄物をそんざいに扱ぅということを前提に回答されているように疑問を感じます。環境省では我々の提案した「受け入れた物の情報公開と自治体の環境保全課等の立ち入り検査」では不十分だと考えていると理解します。それでは具体的に我々の農園内で剪定枝、伐採木、流木、雑草、落ち葉類などがそんざいに扱われるとどのような環境問題がどの程度発生するのか、また情報公開立ち入り検査以外何が必要か御提示下さい。また貴省から提案のあった再生利用指定制度は兵庫県では数例程度しか事例がなく(現実的ではないので特区に申請しています。再生利用認定制度では「国の制度」の品目には剪定枝等はございません。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		前回回答にもあるとおり、廃棄物である剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、廃棄物処理法に基づく規制の下で処理を行うのが適当であり、御要望を認めることはできない。 また、前回回答にもあるとおり、御提案にある事業については、再生利用が確実であると認められる限り、現行の制度（再生利用指定制度）の下で実現することが可能であり、廃棄物の再利用・再資源化による地域循環型農業を目指すのであれば、まずは御提案者自治体に働きかけ、再生利用指定制度の活用を図るべきである。 なお、廃棄物処理法については、処理を行う場所について、御提案にある「農区」や「調整区域」に係る許可要件は存在せず、貴省からご提案のあった再生利用指定制度は「国の制度」の品目には剪定枝等はございません。	右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		再度見の趣旨が必ずしも明らかではないが、前回までの回答にもあるとおり、廃棄物である剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、廃棄物処理法に基づく規制の下で処理を行うのが適当であり、御要望を認めることはできない。 なお、再生利用指定制度においては、指定を行うか否かの判断は、広（都道府県知事又は市町村長の裁量に委ねられていることから、御提案にある廃棄物の再利用・再資源化による地域循環型農業を目指すのであれば、まずは御提案者自ら が、地元自治体に対して当該事業内容について十分な説明を行うなど、再生利用指定制度の活用に向けた理解・協力を得るための取組を行うことが重要であると考える。	1071010	北姫農園有限会社	環境省
1320140	環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮	環境影響評価法第２条第２項及び３項 同法施行令第１条、第３条及び第６条 同法施行令別表第１	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全より良い事業内容にしていくプロセス（手続）であり、事業の実施の前後の負荷の増減に着目して対象事業を定めるものではない。	工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース（発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等）を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法（以下「現行法」という）によって、環境アセスメント（以下「環境アセス」という。）の実施が必要である。 そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー（以下「省エネ」という。）効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請（又は工事計画届出）の手続きを経て工事着手となる。 従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～１０年程度の期間を要する。 この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。 今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。 これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。	D	—	環境影響評価は、新たに設置される施設が「規模が大き（環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」事業であることに着目して、設置する設備の稼働による環境への影響、発電所建設工事の実施による環境への影響（大気環境、水環境、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然の豊かな触れあいの確保）を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証（環境の保全のための措置 等を実施し、環境影響の低減 回避が図られるものである。発電所のリプレースにより環境負荷が増加しないかどうかは、環境影響評価の結果明らかになるものであり、単に一部のばい煙の排元等をもって発電所の環境影響全体を論じるのは適切ではない。また、リプレースであっても発電所建設工事期間中における環境影響については具体的な評価結果に基づいて論ずるべきである。これらの一連の環境影響評価手続きを省略することは、環境基本法第３条に定める「事業者がその事業の実施に当たり あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として、制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。したがって、要望にあるように、発電所のリプレースにおいて稼働中の環境負荷が増加しない場合であっても、環境影響評価手続きをすべて省略することは合理的ではないと考える。 一方、現行制度下においても、メリハリのある的確な環境影響評価の推進のため、事業者が環境影響評価の項目を選定するに当たっては、「一般的な事業の内容」を踏まえて規定された参考項目や参考手法を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて項目及び手法を選定していくことされている。その際、「環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合、類似の事例により影響の程度が明らかな場合等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定すること」が可能となっており、合理的な規模をもって項目を「選定しないこと」や評価手法の簡略化が可能となっている。また、これらに事業者が行う調査、予測及び評価に要する期間を短縮することが可能となる場合もある。	貴省としては、提案者が計画しているリプレースについては、自らの責任のもと、類似の事例や合理的な論拠をもって、調査項目の省略や期間の短縮を図ることができると考えているとご理解してよろしいか。また、右の提案主体からの意見についても、再度検討し回答されたい。	今回の提案は、 ①建設予定地は、工業専用地域で、製鉄所構内における発電設備の本体のリプレースであって、コーディリティーその他は既設流用範囲が多く、工事の範囲が限定されており、周囲への環境影響及び地域住民へ及ぼす環境影響負荷が極めて少ないと考えられる。 ②環境アセスの期間短縮により早期に発電所を運用開始させる事は、環境負荷の低減及び省エネルギー効果の発揮が早期に実現可能となり、国家プロジェクトである京都議定書削減目標達成に貢献できる。 以上のことから、更なる環境アセスの期間短縮が可能となるよう、地域限定的な環境アセス条件の仕組みについて検討をお願いします。	C	—	「環境影響評価法第４条第３項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第１１条第３項及び第１２条第２項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に規定された環境影響評価の項目及び手法の選定の方法に則り、参考項目を選定しないことや参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することも可能であり、結果として事業者が行う調査、予測及び評価に要する期間を短縮することが可能となる場合もあると考える。		C			1146010	住友金属工業株式会社	経済産業省 環境省
1320150	カラスの卵等の駆除を事後報告に	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」）	鳥獣保護法では、都道府県知事等の許可を得て捕獲する場合又は狩猟鳥獣（カラスを含む49種）を狩猟期間中に捕獲する場合を除き、野生鳥獣の捕獲を禁止している。	カラスの雛、卵を駆除する場合は、事前の許可を必要とせず、事後の報告とする。	カラスによってゴミ集積所が荒らされている箇所が多い地域では、巣も多く作られているといわれている。草加市内もカラスが多く、様々な対策を講じているが、ゴミ集積所を散らかす、鳴き声がうるさい、人が威嚇されるなどの問題が続いている。 カラス被害を減らすためには、カラス自体を減らす必要があり、巣の撤去や、卵の駆除が有効な手段となる。このため、私有地内の巣については、土地所有者に自主的な駆除等をお願いしているが、巣の撤去におかち、巣の中に卵及び雛がいる時は、事前の許可が義務づけられていることから、見見してもも土地所有者等が即時に撤去することができず支障が生じている。 カラスを効果的に減らすためには、作った直後の巣を撤去するより、卵を産んだ後に撤去するほうが効果的ともいわれており、即時に撤去することを認めたい。 そこで、カラスの雛、卵に限っては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の捕獲の許可の特例として、事前の許可を必要とせず、市民が率先して駆除できるものとする。ただし、駆除の実施を把握するため、実施した場合には報告書の提出を求めることとする。	C		野生鳥獣は、自然の一部を構成するものであり、鳥獣の保護等を図ることは、生物多様性の確保及び自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資するものである。このため、鳥獣の適切な保護管理を図る観点から、捕獲については、都道府県知事等の許可を得て行う捕獲（許可捕獲）又は狩猟による狩猟鳥獣の捕獲を除き禁止されていることである。 また、許可捕獲であっても、生活環境及び農作物等への被害の防止、学術研究目的の捕獲等、特定の目的を有している場合にのみ許可されるものであり、許可権限者は申請内容が、申請目的に合致したものであるかどうか審査した上で許可しているところである。要望事項のとおり、カラスに限定した捕獲であっても、許可を必要とし ない自由な捕獲を認めることは、過大な捕獲が行われたり、必要のない安易な捕獲を助長する懸念があることから、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと考える。	カラスの苦情が集中するのは４月～６月の繁殖期であり、主に子育て中の親ガラスが人を威嚇攻撃することが原因である。市街化が進んでいる本市では、威嚇される行為は生活環境に支障をきたしていると判断することができたため、その対策となる巣や卵、雛の駆除は許可捕獲に十分該当するものである。そして、要望事項は成体のカラスの捕獲ではなく、カラスの巣の撤去に伴い生じる可能性のあるカラスの卵、雛の駆除である。よって、貴省が懸念している過大な捕獲や必要のない安易な捕獲を助長することは考えにくい。カラスの生息と住民生活への影響は地域により様々である。全国一律ではなく、地域の特性にあった取り組みを認めていただきたい。	C		鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣（雛及び卵を含む）の捕獲等を禁止しているところであるが、法第９条により、生活環境等へ被害を及ぼしている又は これまでの被害実績等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可能としている。 法第９条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合している場合にのみ許可されるものであり、許可権限者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあっては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっているかについても審査する必要がある。 一方、今回の特区提案内容は、捕獲する鳥獣（カラス）が実際に被害を生じさせているか又は被害を生じさせるおそれがあるか、さらに捕獲手段が適正であるか否かの客観的な判断は必要とせずに鳥獣（カラス）の捕獲等を可能とする内容となっている。このため、鳥獣の保護管理について専門的知見を有していない者（市民 の判断で捕獲等を行うことが可能となり、被害の有無について十分な検討がなされず、又、不適切な手段によりカラスの捕獲が行われるなど、違法な捕獲を助長する可能性があることや、状況の変化により対象鳥獣（カラス）の保護をはかる必要が生じた場合に捕獲等の制限を課すことができないなど、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと考える。 なお、当該要望事業については、捕獲の許可権限者は市長となっており、過去の被害実態等を勘案して、カラスによる被害が生じるおそれが予想される場合にあっては事前に捕獲許可を出すこと等も可能であり、迅速かつ弾力的に許可手続きを行うことで適切な対応を行うことが可能と考えている。	1140805	草加市	環境省
1320160	アクティブレンジャー制度と機能別消防団員制度による若年者地域定住化政策		環境省が実施しているアクティブレンジャー（自然保護官補佐）は、環境省自然保護官が行う業務のうち ・保護地地域内のパトロール ・利用者の指導 ・自然解説 ・ボランティアとの連絡調整 ・その他上記に関連する業務 を自然保護官の補佐として行う、非常勤の国家公務員。	公的資格制度を取得して３年以上の自然ガイド（山岳・インタプリタ・カヌー等を含む）の実務経験のある者は、優先的にアクティブレンジャーとして登録され、５年更新で特別国家公務員となることができる。 但し、当該地域への定住を条件とする。 これに合わせて、地域の機能別消防団員として登録され、災害時の出動および地域教育活動に参画しなければならない。 また、上級の「自然保護官」への受験資格をもつ者であり、一般試験者よりも優遇される。 「公的資格制度-MFA,CONE山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度」	1．実施内容 自然保護官の３年每の適性試験の実施（責任と義務の明確化） アクティブレンジャー採用試験における実務経験付加 人件費等拠出のための企業支援活動（営業活動推進） 自然公園の保護と利用に関わる条例の設定（利用料の徴収） 管理部門の統廃合（有給責任役員の削減） 民間団体との提携（NPO等）と公務作業の削減 2．提案理由 公費による自然保護官およびアクティブレンジャーの雇用拡大は、無理である。保護法における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は実務経験（民間経験）のある者が、保護官および補佐となるように改善する。利用に関しては欧米の実例を参考に、広告宣伝・ツーリズム営業で入件費を拠出すべき。また、地元に根付く保護官補佐が必要で、国民保護法の基本に則り、機能別消防団員として公私ともに機能させることが要である。.	C		環境省が実施しているアクティブレンジャーは、環境省自然保護官が行う業務のうち、保護地域内のパトロール、利用者の指導、自然解説、ボランティアとの連絡調整、その他上記に関連する業務を、自然保護官の補佐として行うための非常勤の国家公務員であり、常勤化は困難でご提案の趣旨は難しいと考えられる。		C			1005010	個人	総務省 環境省

管理コード	要望事項 ［事項名］	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の再見直し	措置の内容の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1320170	Co2排出権取引について	なし	京都議定書において、削減目標達成に用いることのできる森林吸収量は、２００１年に合意されたマラケシュ合意によって国別に上限値が設けられており、我が国は1,300万炭素トン/年とされている。一方、平成１７年４月に閣議決定された京都議定書目標達成においては、削減目標６%の達成に向けて、排出側の削減目標が定められているが、我が国国内での森林吸収量からカウントされる排出枠はその全量（すなわち1,300万炭素トン/年分）を我が国の目標達成のために用いることとしている。	森林によるCo2吸収量をCo2排出量に換算し、その権利を森林管理者に認めるシステムと、その販売に関するシステムの構築。	Co2の吸収量・排出量の認証を行う公的機関の確立と、Co2を排出する事業者とCo2を吸収する山林所有者・地域との橋渡しをする取引機関の確立が必要である。 この排出権取引機関は外資・大手企業等営利を目的とするものではなく、非営利な団体が行うべきである。 詳細は別紙に記載	C	－	わが国の温室効果ガス排出量を算定する上で、森林による吸収量としてカウントできる1,300万炭素トン/年全量の確保は重要であり、京都議定書目標達成計画に削り、健全な森林管理への対策を政府全体で推進しているところ。しかし、ご提案のように企業の排出削減と森林吸収量を直結する形で取引制度を認める場合、排出枠を購入した民間企業等からの排出増を引き起すおそれがあるため、本提案の実態は適切ではない。			C				C			1065010	個人	環境省
1320180	沖縄県内出土不発弾の浄財化			沖縄県内より出土する不発弾の陸上に於ける最終処分については、NPOに限定して委託すること	（提案理由）沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できないなものが有ります。20万人を超す大量殺戮の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなどというのは言語道断です。不発弾の陸上処分は営利事業でなく沖縄戦の当事者である県民に陸上処分の対価を難病児救命の医療支援に使う非営利事業としてさせるべきです。私達県民は不発弾に沖縄戦で奪った命の責任を取らせたいのです。 （事業の内容）事業の推進組織である「県民の手による不発弾の最終処分を考える会」は県民、関連団体との協力のもとに陸上処分事業受託の為の要請を国、県に対して行い、委託認可後は（不発弾処理作業ＮＰＯ）と（難病児支援基金運用ＮＰＯ）の立ち上げを図り、成立後は両ＮＰＯの支援母体となる。処理作業場の設置場所については米軍基地内にある不発弾保管庫の近隣地を国を介して米軍側に要望したい。尚、当該保管庫は沖縄県の管理、運用施設である。不発弾の陸上処分を県民ＮＰＯが実施するに当たりだれもが懸念するのは、処理技術の確実性と安全性の確かさである。そのことについては米軍側に不発弾処理に関する技術を提供するという形で参加してもらいたいと思います。62年前、日本軍、米軍、県民、この三者はこの沖縄の地で殺し合いを演じていました。それを、今度は日本が費用を、米軍が技術と場所を、県民が作業を担うという形で難病児救命の協働作業をしようというのです。	C		ロンドン条約96年議定書締結のために必要となる不発弾の陸上処理事業については、広く一般の民間事業者を対象とした委託事業とすることとしており、必要な経費を平成19年度予算で措置し、現在、事業の実施に向けた検討を鋭意進めているところである。 不発弾の陸上処理を委託する民間事業者を決定する方法については、透明性・公平性の観点から一般競争を原則として、安全性の確保等にも配慮しつつ、どのような方法が適当であるか鋭意検討を進めているところである。 御提案のように不発弾の陸上処理を委託する相手方をＮＰＯに限定することとした場合、ＮＰＯ以外の民間事業者の参画する機会を奪うことになり、競争性が阻害され、不発弾の陸上処理を委託するためのコストが高くなるおそれがあることから適当でない。 なお、事業の実施に必要な要件が満たされるのであれば、ＮＰＯであっても一般競争から排除されるものではない。			C							1192010	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	環境省 防衛省